

## 通学路における街頭防犯カメラ賃貸借に関する仕様書

- 1 件 名 通学路における街頭防犯カメラ賃貸借
- 2 概 要 防犯カメラを23箇所に設置し、設置後、7年間の維持管理及び点検・清掃を行うものとする
- 3 設置期限 契約締結後、令和6年12月27日までに設置動作及び動作確認を完了し、賃借人の完了検査を終えること。
- 4 借入期間 令和7年1月1日から令和13年12月31日まで（7年間）
- 5 設置箇所 23箇所（別紙1「防犯カメラ設置箇所」参照）
- 6 支払条件 84月払い
  - （1）賃借料の支払いは月額払い（84月払い）とする。
  - （2）賃借料の年額は、契約金額を7年で除した額とし、その額に1円未満の端数が生じる場合は、初年度で調整する。
  - （3）一月あたりの支払金額は、賃借料の年額を12月で除した額とし、その額に1円未満の端数が生じる場合は、最終支払月で調整する。
- 7 報告・連絡  
賃貸人は、設置工事の進捗状況について、毎月、賃借人に報告すること。また、賃借人と緊密な連絡を図り、設置工事全般の責にあたること。
- 8 官公署等への手続き  
賃貸人は、設置工事に必要な官公署、電力会社及び他関係機関への必要な諸手続き等は、賃貸人がすべて書類を作成し、遅滞なく手続きを行うこと。これらに要する一切の費用は、賃貸人の負担とすること。申請書への押印等について、それを賃貸人が行うことができない場合は、賃借人と協議すること。

## 9 共通仕様

- (1) 本契約の履行は、「仕様書」、「設計図書」、「春日部市建築工事特別共通仕様書」、「春日部市電気設備工事特別共通仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編）」、その他関連する諸法令、条例、規則、基準及び諸規格（J I S規格）等に準拠する。準拠する仕様書等は、契約時点の最新版とすること。
- (2) 仕様書等で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について賃借人と協議する。

## 10 施工上の注意

次の事項については、すべて賃貸人が主体的に行うこと。

- (1) 施工にあたっては、施工前に施工場所の現地調査を行い、本仕様書等を遵守のうえ、堅実・堅牢に留意して行うこと。
- (2) 防犯カメラ等の設置において、共架申請、共架取下申請及び占用申請等（市道、県道の道路占用許可申請等）が必要な箇所は、賃貸人が遅滞なく適正に申請を行うこと。
- (3) 防犯カメラ等の設置において、必要な電力は直近の供給電源から引き込むこととし、賃貸人が遅滞なく適正に申請を行うこと。また、供給電源から引き込む際は、設置した防犯カメラ等が正常動作する電圧を供給できるよう手配すること。
- (4) 労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、安全に作業を行うこと。また、作業員及び第三者への安全対策を徹底すること。
- (5) 作業中は、作業場所の整理整頓に努めるとともに、作業場所の清掃を行うこと。また、作業員は、腕章等で業者名を明確にすること。
- (6) 施工にあたり、通行及び居住者等に迷惑をかけないように十分に留意し、通行及び居住者等からの質問等には誠実に対応するものとする。また、必要に応じて、工事の告知を行うこと。
- (7) 施工中の資材、撤去物及び産業廃棄物等の不要物を遅滞なく適正に処分すること。また、産業廃棄物の処理結果を報告すること。
- (8) 防犯カメラに家屋等が映像に映り込む場合は、プライバシーに配慮し、据え付けるものとする。

- (9) 防犯カメラ等の設置において、本市または第三者に対して損害を与えた場合、賃貸人が補償する。
- (10) 防犯カメラ等を設置した際は、ステッカーを用いて「防犯カメラ作動中 春日部市くらしの安全課」または「防犯カメラ作動中 春日部市」と表示する（防犯カメラ等に貼り付ける）。
- (11) 防犯カメラ等は、地上から高さ4.0メートル以上（ただし、車道設置の場合は、地上から高さ4.7メートル以上）かつ設置箇所の支柱管理者の指定する高さに設置すること。また、異常が発生した際は目視で確認できるよう異常表示灯を取り付けること。ただし、防犯カメラ本体などに異常表示灯が既にある場合は、新たに貼り付ける必要はない。
- (12) 防犯カメラの映像は常時記録されるものとし、画像は1秒間に10コマ以上とする。保存期間は10日間以上として上書き自動消去機能とする。
- (13) 防犯カメラは設置箇所、撮影箇所に応じて、設置時に画角調整を行えること。
- (14) 防犯カメラ等の仕様については、別紙2「機器仕様」程度の性能のものを設置し、かつ、電力会社等の技術取扱基準に適合すること。
- (15) 設置する防犯カメラ等は、スタンドアロンタイプで記録した映像を無線LANによって、市が保有するPC（製品番号20R3-S03M00）に取得できる機能を有するものとする（別紙2「防犯カメラ機器仕様」参照）。
- ※同等品申請する場合は、令和6年5月1日（水）午後5時15分までに、その製品のカタログ及び仕様書等を提出すること。
- (16) 設置する防犯カメラ等（別紙1「防犯カメラ設置箇所」参照）は、故障及び異常が生じた場合に、指定のメールアドレスへ発信等を行うことができる機能を有するもの。
- (17) 屋外に設置する機器については、屋外設置に耐えうる十分な強度を持ち、耐水加工を有すること。
- (18) 防犯カメラ設置後のSSID、セキュリティキー、パスワード、メールアドレスは、両者協議のうえ、決定すること。
- (19) 許認可等の事由により、指定する設置箇所を変更する場合がある。
- (20) 防犯カメラは、別紙5「防犯カメラ取付標準図」を参照し、設置すること。なお、「防犯カメラ取付標準図」と異なる方法で設置する場合は、設置前に賃借人と協議すること。

- (21) 防犯カメラの設置（別紙5「防犯カメラ取付標準図」参照）は、原則、腕金を使用し、電柱等から30cmまたは40cm程度離して設置すること。

## 11 防犯カメラ点検・清掃業務

- (1) 年1回（計6回）、設置した防犯カメラ23台（別紙1「防犯カメラ設置箇所」）及び関連備品の設備状態を確認及び清掃すること。なお、毎年5月に賃借人と実施時期を協議し、実施日の90日前までに点検・清掃業務の実施箇所を確認し、実施スケジュール、作業員名簿を提出すること。
- (2) 防犯カメラ本体、防犯カメラのレンズ、防犯カメラ機器取り付け部、ケーブル接続部、電源供給部、電源BOX、「防犯カメラ作動中」ステッカーの取り付け状態、映像状況、独立柱の設置状況等を確認し、防犯カメラの本体・レンズ等の機器及び電源BOX等の機器周辺を清掃すること。また、直近の昼と夜の防犯カメラの記録映像の状態を確認（焦点、明るさ等）、防犯カメラの動作状態確認（システムログ、録画状態確認）、電源ボックス設備の周辺状態確認、線条・支線等の状態確認（屋外に設置したシステム構成機器及び関連備品、架設線条等の設備状態の点検）を実施すること。なお、軽微なもの（ネジの増し締め、ステッカーの取り付け等）は修繕すること。さらに、必要に応じて、画角調整を行うこと。
- (3) 上記の点検・清掃業務の記録表を作業終了後に、提出すること。記録表の様式は別紙3「防犯カメラ設置状況・画像確認書」、別紙4「点検記録表」及び施工写真（施工前・施工中・施工後）を基本とし、実施前に協議すること。点検結果は、措置状況を付して速やかに賃借人へ報告すること。また、修繕を要する場合は、概ねの故障箇所や修繕仕様を報告すること。
- (4) 防犯カメラ点検・清掃業務において、本市または第三者に対して損害を与えた場合、賃貸人が補償する。
- (5) 市がやむを得ず防犯カメラを撤去または増設し、点検・清掃業務の実施箇所が増減する場合は、契約時に提出した内訳書を根拠に、双方協議のうえ、費用の増減に関する変更契約するものとする。

## 12 費用負担

- (1) 次の①～⑤の費用については、賃貸人が負担するものとする。

①道路使用許可、交通整理員などを含む防犯カメラ等の設置（別紙1「防犯カメ

ラ設置箇所」のとおり)に係る費用

- ②故障時における防犯カメラの内部部品を含む機器本体(別紙1「防犯カメラ設置箇所」のとおり)の費用
- ③故障時における防犯カメラ等(別紙1「防犯カメラ設置箇所」のとおり)の異常を通信するための費用
- ④防犯カメラ点検・清掃業務に関する費用
- ⑤防犯カメラを点検した結果の軽微な修繕費用(ネジの増し締め、ステッカーの取り付け等)

(2) 次の①～④の費用については、賃借人が負担するものとする。

- ①電気料金及び共架料
- ②故障時における防犯カメラの取替工事費用
- ③賃借人は、令和7年1月から84か月間において、本仕様書における防犯カメラの賃貸借費用を支払うものとする。
- ④借入期間終了後の撤去に関する費用

### 13 借入期間終了後

借入期間終了後は、賃借人に防犯カメラ等は無償譲渡するものとする。

### 14 提出書類

- (1) 契約締結後、設置前に速やかに計画書(施工総合計画書、施工体制台帳、現場代理人等通知書、経歴書、請負代金内訳書、工程表、安全管理計画書、使用機種、使用材料承諾書、その他賃貸人または賃借人が必要と思われる書類等)を提出すること。
- (2) 設置完了後、速やかに下記要領により報告書等(作業前・作業中・作業後の施工写真、防犯カメラの設置の高さを証明するもの、官公署等への許可申請書類等の写し、実施工程表、産業廃棄物管理票等の産業廃棄物等の処理実績書類、取扱説明書、出来形管理、記録簿、完成図、品質管理、段階検査、材料に関する仕様書及び品質検査証明書、履行報告書、その他賃貸人または賃借人が必要と思われる書類等)を作成し、提出すること。
  - ①タイトル 表紙に年度・件名・賃貸人名を黒文字にて記入する。
  - ②図面内容 原図により作成する。ただし、変更のあったものは原図に訂正したものとする(打ち合わせによる施工図も含む)。

- ③形態 厚紙表紙のA4判観音開き製本及び電子データとする。
- ④部数 製本2部・データ（PDF形式）1部

## 15 その他

- (1) 固定資産税は非課税とする。
- (2) 本契約は、長期継続契約に該当せず、2者間による契約とする。また、契約書は、入札後に落札業者と協議し、作成する。
- (3) 参考品のようなものに付帯されているメーカーの長期保証サービス（7年保証）に加入すること。または、動産総合保険（新価特約なし）に加入すること。
- (4) 防犯カメラの設置、点検、清掃等を専門業者に委託等する場合は、契約書、発注書などの委託等を確認できる書類を借借人に提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ、決めるものとする。